

## 子どもの医療費が無料になります！

小児特別医療費助成制度の改正により、令和6年4月1日から子どもの医療費が無料になります。

### 小児特別医療費助成制度について

小児特別医療費助成制度は、本人に代わり医療費の自己負担分を県と市町村が負担します。県内の医療機関で受給資格証を保険証またはマイナンバーカードと一緒に提示して受診すると、窓口負担が軽減される制度です。

子育て世帯の負担を軽減し、子どもたちがより安心して医療を受けられるよう、18歳以下(18歳に達する3月31日まで)の医療費が令和6年4月1日から無料になります。

### 必要な手続きは？

すでに受給資格証をお持ちの人は、申請手続きは不要です。新しい受給資格証を順次郵送しますので、令和6年4月1日以降に使用ください。

### 地域の小児医療を守るために

緊急性の低い軽症で時間外受診される人が増加すると、真に救急医療が必要な患者さんへの対応に支障をきたす恐れがあります。通常の診療時間内での受診に協力いただくとともに、健診や予防接種などで受診するかかりつけの小児科医に普段から心配なことを相談しておきましょう。判断に迷った場合は、

- ・小児救急ハンドブック
  - ・とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）
- を利用いただきますようお願いいたします。



問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4102

## 還付金詐欺に注意してください！

役場職員を名乗り、還付金があると言って銀行やATMへ誘導する等の還付金詐欺予兆電話が本町でも発生しました。

公的機関から還付金に関する電話をすることはありません。「お金が返ってくるので、ATMへ行くように」という電話があったら還付金詐欺です。すぐに電話を切ってください。

被害にあわないために、ナンバー・ディスプレイ・サービスの導入や留守番電話機能の活用など電話機の対策が有効です。

不審に思ったら、消費生活相談窓口や警察へ相談してください。



問合せ先 智頭警察署 ☎75-0110  
智頭町消費生活相談窓口 ☎71-0059